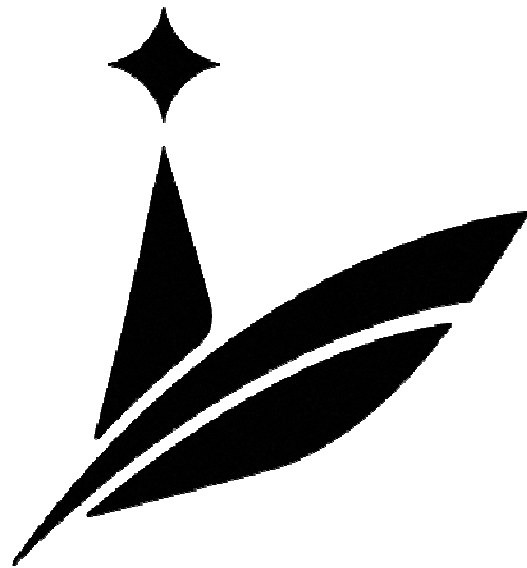


令和5年度

図書館の概要



MIRAINI

酒田市立図書館

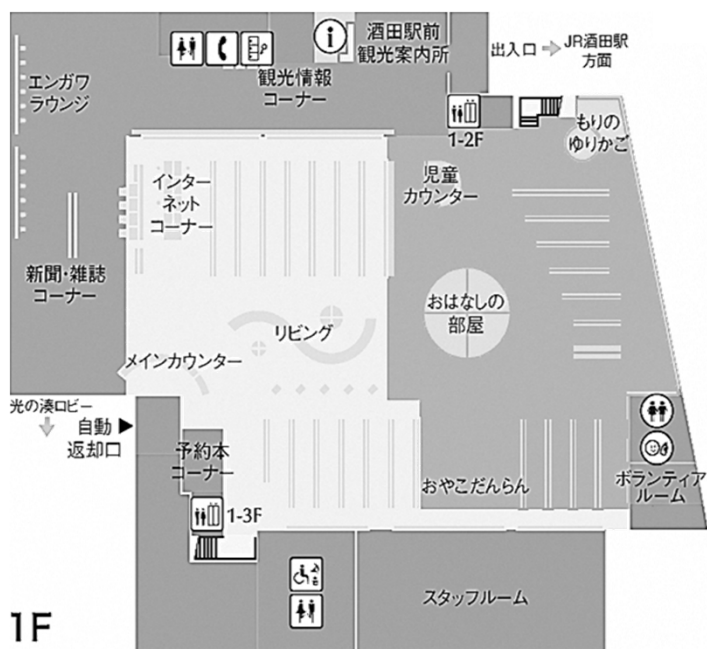
目 次

1	施設概要	1
2	組織・業務内容	3
3	酒田市立図書館の沿革	5
4	令和5年度事業実施計画概要	8
5	令和5年度収支予算書	11
6	所蔵資料	12
7	利用状況	14
8	令和4年度 事業実施状況	17
9	参考資料	
	・ 令和4年度 ミライニ各施設利用状況	26
	・ 関係例規	27

1. 施設概要

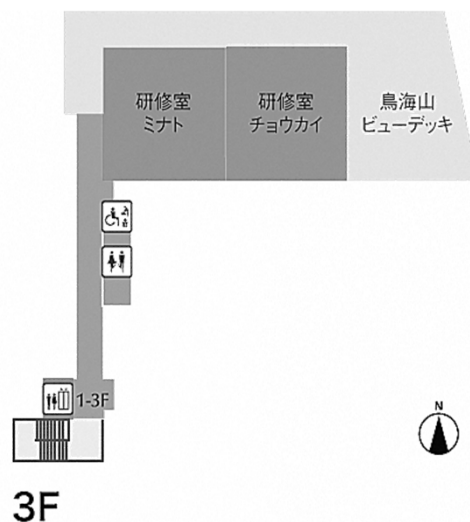
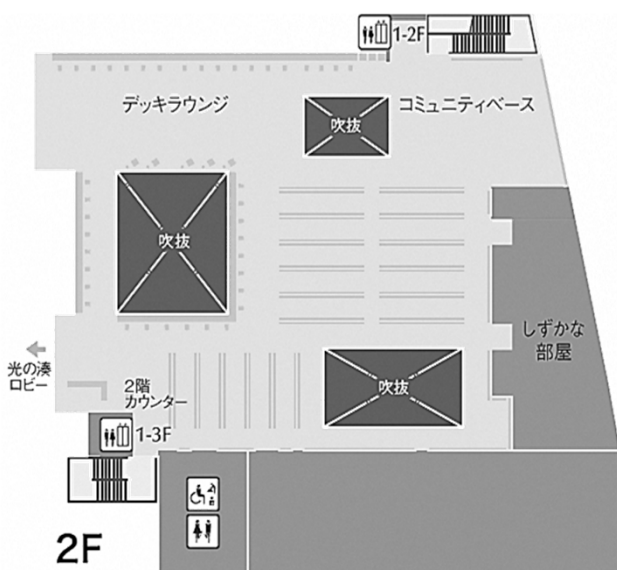
(1) 中央図書館

所在地 山形県酒田市幸町一丁目10番1号（酒田駅前交流拠点施設ミライニ内）
 電話番号 0234-24-2996 FAX番号 0234-43-6313
 ホームページアドレス <https://miraini-sakata.jp/sakata-lib>
 メールアドレス info@miraini-sakata.jp
 利用時間 月～土曜日：午前9時～午後9時 日曜・祝日：午前9時～午後7時
 休館日 毎月第2・第4水曜日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間



専有延床面積	3,476.08㎡
書架棚総延長	8.1km
図書収容能力	30万冊
建物の構造	鉄骨造
建物の使用階	1～3階

- 酒田駅前観光案内所
- エレベーター
- 有料コインロッカー
- 公衆電話
- トイレ
- 多目的トイレ
- 子どもトイレ
- ベビールーム



(2) 八幡分館

所在地 山形県酒田市観音寺字寺の下41番地（八幡タウンセンター内）
電話番号 0234-64-3971
利用時間 月～土曜日：午前9時30分～午後6時30分
日曜・祝日：午前9時30分～午後5時
休館日 毎月第3日曜日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間

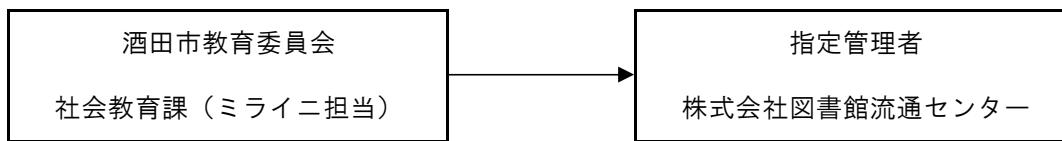
(3) 松山分館

所在地 山形県酒田市字山田20番地の1（松嶺コミュニティセンター内）
電話番号 0234-61-4365
利用時間 午前9時30分～午後5時
休館日 毎月第3日曜日、年末年始（12/29～1/3）、図書整理期間

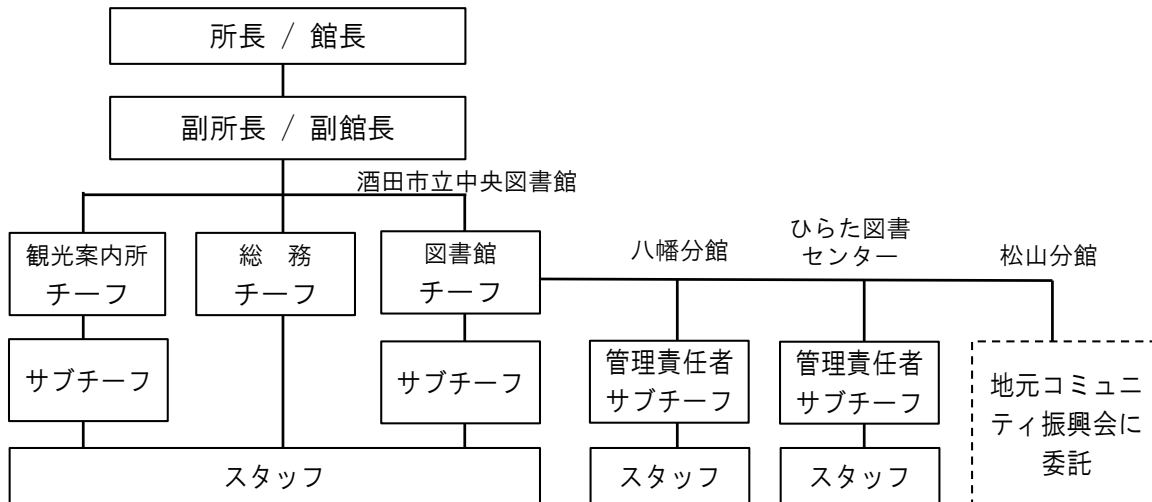
(4) ひらた図書センター

所在地 山形県酒田市飛鳥字契約場35番地（ひらたタウンセンター内）
電話番号 0234-52-3930
利用時間 月～土曜日：午前9時30分～午後6時30分
日曜・祝日：午前9時30分～午後5時
休館日 毎月第3月曜日（祝日の場合は、翌火曜日）

2. 組織・業務内容



（組織図）酒田駅前交流拠点施設ミライニ



（組織人員一覧表）

役職・職種	担当業務	能力・資格 実務経験年数等	雇用 形態	雇用 者数	備考
所長 (兼酒田市立中央図書館 館長)	全体統括者	公立図書館館長 経験者 甲種防火管理者	常勤	1	週5日/1日7.5時 間勤務
副所長 (兼酒田市立中央図書館 副館長)	所長の補佐 (所長不在時の統括 者)		常勤	1	週5日/1日7.5時 間勤務
チーフ サブチーフ	実務業務の 監督責任者	酒田市立中央図 書館の司書 有資格者比率 :40%以上	常勤	7	週5日/1日7.5時 間勤務
スタッフ (フルタイム)	窓口カウンター、レファ レンス、館外連携、資料 管理等		常勤	22	週5日/1日7.5時 間勤務
スタッフ (シェアタイム)	窓口カウンター、レファ レンス、館外連携、資料 管理等		臨時	6	週4日/1日7.5時間 勤務、週4日/1日4.5 時間勤務を標準とする
管理責任者 (サブチーフ・シェ アタイム)	八幡分館の 管理責任者	八幡分館の 司書有資格者 :1名	臨時	1	週5日/1日6時間 勤務
スタッフ (シェア)	八幡分館の窓口カウンタ ー、レファレンス、資料 管理等		臨時	2	週5日/1日6時間 勤務
管理責任者 (サブチーフ・シェ アタイム)	ひらた図書センターの管 理責任者	ひらた図書セン ターの司書有資 格者 :1名	臨時	1	週5日/1日6時間 勤務
スタッフ (シェア)	ひらた図書センターの窓 口カウンター、レファレ ンス、資料管理等		臨時	4	週5日/1日6時間 勤務

各施設の業務内容（抜粋）

ア. 中央図書館の運営

- ① 資料管理業務
 - 1) 図書の分類
 - 2) 資料の選定及び寄贈の受け入れ
 - 3) 資料の発注及び装備
 - 4) 資料の除籍及び廃棄並びにリサイクル
 - 5) 資料の管理保全
- ② 窓口サービス業務
 - 1) 基本的な窓口サービス
 - 2) リクエスト・相互貸借
 - 3) レファレンスサービス
 - 4) 複写サービス
- ③ 子ども読書活動推進業務
- ④ 学校連携
- ⑤ 企画展示及び課題解決支援
- ⑥ 高齢者及び障がい者へのサービス
- ⑦ 郷土資料コーナーの充実
- ⑧ ボランティアの活動支援
- ⑨ 雑誌スポンサー制度等の実施
- ⑩ 館内サービス
 - 1) インターネット閲覧等サービスの提供
 - 2) 貸部屋等の運営
- ⑪ 情報システム（図書システム及び館内ネットワークシステム）の運用管理
- ⑫ 資料配送業務
- ⑬ 貸出文庫の実施
- ⑭ 視察、実習等の受入・対応業務
- ⑮ 利用者アンケートの実施
- ⑯ 広報
- ⑰ 自主事業の実施
- ⑱ その他
 - 1) 統計業務
 - 2) 館内掲示物管理

イ. 分館等の運営

- ① 基本事項
 - ・分館等の業務は、「各施設の業務内容」「ア. 中央図書館の運営」の範囲に準じて行います。（中央図書館固有の業務については除く）
- ② 八幡分館の運営
- ③ 松山分館の運営
- ④ ひらた図書センターの運営

3. 酒田市立図書館の沿革

明治 34年 10月	「酒田書籍購読会」が酒田尋常高等小学校（琢成小学校の前身）内に発足
明治 37年 4月	酒田書籍購読会を「酒田文庫」と改称
明治 42年 12月	酒田文庫を「私立酒田図書館」と改称（22日）
大正 12年 6月	本間家八代目当主本間光弥氏より文庫建築費、維持基金、歴代の集書提供の申入れがあり、「光丘文庫（ひかりがおかぶんこ）」の設立が決定（1日）
大正 14年 3月	私立酒田図書館が全蔵書を光丘文庫に寄贈して解散（28日）
大正 14年 9月	森山式鉄筋コンクリートブロック社殿造り二階建の本館及び三階建書庫が竣工（30日）
大正 14年 10月	東宮殿下（昭和天皇）行啓に伴い、光丘文庫を訪れる（14日）
大正 14年 12月	光丘文庫開館式（12日）
昭和 25年 4月	財団法人光丘文庫の建物及び蔵書の一部を借り「酒田市立図書館」を設置（1日）
昭和 33年 3月	財団法人光丘文庫は建物及び蔵書等を酒田市に寄付、事業を酒田市に引き継ぎ解散（25日）
昭和 33年 4月	酒田市立図書館を「酒田市立光丘図書館」と改称（1日）
昭和 50年 7月	子ども読書室として光丘図書館分室を琢成小学校旧校舎内に開設（21日）
昭和 57年 1月	同地へ建設中の酒田市総合文化センター内への図書館移転作業のため休館（4日～4月30日）
昭和 57年 4月	酒田市総合文化センター内に「酒田市立中央図書館」を設置、市立光丘図書館を「酒田市立光丘文庫（こうきゅうぶんこ）」に改称（1日）
昭和 58年 6月	郵政省より中央図書館を盲人用発受施設に指定（9日）
昭和 58年 9月	中央図書館貸出文庫を地区公民館と市街地コミュニティ防災センターに開設（1日）
昭和 59年 3月	視力障害者へのサービスとして録音図書の貸出しを開始（1日）
平成 3年 4月	図書館電算システム（日立図書館情報処理プログラムL00KS-P1）導入（1日）
平成 4年 4月	パソコン通信メロンネットによる中央図書館所蔵一般図書・児童図書・郷土文献等の図書案内情報の提供を開始（1日）
平成 4年 10月	中央図書館に県立図書館市町村オンライン端末機器を設置（1日）
平成 4年 10月	市制施行60周年記念行事として「江戸文化フォーラム」を開催（1日）
平成 4年 10月	第12回山形県図書館研究大会を酒田市総合文化センターで開催（29・30日）
平成 10年 9月	中央図書館移動書架（第2書庫）を設置（16日）
平成 13年 10月	中央図書館コンピュータシステムを富士通iLiswing21/NXに変更（1日）
平成 14年 11月	中央図書館に資料検索システム（OPAC）導入（1日）

平成 16年 7月	インターネットでの図書資料予約システムが稼動（21日）
平成 17年 11月	新『酒田市』発足に伴い、図書館設置条例及び同条例施行規則が施行、館外貸出上限冊数を5冊から10冊に変更（1日）
平成 18年 4月	酒田市総合文化センター内に児童図書室を開設（22日）
平成 18年 5月	図書館八幡分館・松山分館（平日のみ）を開設（1日）
平成 19年 10月	第27回山形県図書館研究大会を酒田市総合文化センターで開催（12日）
平成 19年 12月	中央図書館とひらた図書センター等との統合コンピュータシステムをLOOKS21に変更、BDS（図書検知システム）を導入（1日。11/12～11/30臨時休館）
平成 20年 4月	松山分館の土曜日開館開始
平成 22年 1月	八幡分館が八幡タウンセンター内に移転（4日）
平成 22年 4月	松山分館の日曜日・祝日開館開始（1日）
平成 23年 2月	酒田市子ども読書活動推進計画を策定（第1次）
平成 25年 12月	図書館業務コンピュータシステムをiLiswing21（富士通）に更新（1日）
平成 27年 3月	雑誌スポンサーの募集を開始
平成 28年 3月	第2次酒田市子ども読書活動推進計画を策定
平成 28年 4月	東北公益文科大学図書館と「図書館資料の相互利用等に関する覚書」締結（1日）
平成 28年 4月	読書手帳の配布を開始
平成 29年 3月	酒田コミュニケーションポート（仮称）整備基本計画を策定
平成 29年 10月	第37回山形県図書館研究大会を酒田市総合文化センターで開催（13日）
平成 30年 4月	国立国会図書館の図書館向けデジタル資料送信サービスの提供を開始（1日）
平成 31年 4月	ひらた図書センターを図書館法に基づく図書館とする（1日）
令和 1年 11月	鶴岡市郷土資料館と「酒田市立図書館・鶴岡市郷土資料館所蔵郷土刊行新聞データの相互利用に関する覚書」を締結（20日）
令和 2年 2月	図書館業務システムをLiCS-Re2（NEC）に更新（1日）
令和 2年 4月	企画部都市デザイン課よりミライニ開設準備室が教育委員会図書館に移管（1日）
令和 2年 11月	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構と「図書資料の入院患者向け貸出サービスに関する覚書」を締結（27日）
令和 2年 11月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ先行オープン（28日）
令和 3年 3月	第3次酒田市子ども読書活動推進計画を策定
令和 3年 12月	酒田市総合文化センター内の中央図書館・児童図書室が移転作業のため休館（29日～令和4年5月4日）

令和	4年	5月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ内に「酒田市立中央図書館」を設置（5日）
令和	4年	7月	酒田駅前交流拠点施設ミライニグランドオープン（31日）
令和	5年	1月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ入館者40万人達成（14日）
令和	5年	4月	光丘文庫の所管が企画部に変更（1日）
令和	5年	4月	酒田駅前交流拠点施設ミライニ入館者50万人達成（15日）

4. 令和5年度 事業実施計画概要

ヒト・モノ・コト・情報の交流がまち全体の価値を高め、富を生み出すことを目指して、官民が連携した複合施設であることを活かした事業を展開していきます。

(1) 基本方針

- ① 酒田市立中央図書館が行ってきた読書習慣定着のための定例的な諸事業は原則継続しながら、ミライニの機能を活かした事業と融合させて計画的に実施します。
- ② デジタルアーカイブシステムを活用して、酒田市が蓄積してきた史料はじめ情報資産の電子化を進めます。
- ③ 観光案内所に集積される情報や人材を活用した事業を計画的に実施します。
- ④ 酒田市及び公共団体、市民団体、企業と連携して、広場や館内を活用した販わい創出を検証する事業を実施します。
- ⑤ 酒田のまちづくりやミライニの活動を協働する人材を育む事業を実施します。
- ⑥ 酒田駅前光の湊（A棟）事業者や地域団体と協働した事業を実施します。あわせて、公共団体、市民団体、企業が主体的に事業を開催できる仕組みを行政とともに構築していきます。
- ⑦ SKIES 高校生、高校生観光ボランティア FUNFANCLUB、公益大酒田おもてなし隊の活動との連携を継続します。事業全体をとおして地元高校及び大学学生がチャレンジできる場を設けていきます。
- ⑧ スタッフの認知症サポーター研修、預かり保育を実施し、様々な人々がミライニで快適に過ごす取り組みを行います。
- ⑨ ミライニの利便性やにぎわい効果を高める自主事業を実施します。

(2) 事業の柱

継続事業と提案事業を合わせて、5つの事業の柱を立てて、事業の方向性を明確にします。提案事業は教育委員会と協議の上、予算の枠内で実施します。

- ① にぎわい創出検証事業
「未来に(Miraini)架ける(×)Three Action」をテーマに、「art」「Local Promotion」「Sport」に関連するイベントを展開し、酒田駅前地区へのにぎわいの波及性を検証していきます。
- ② 協働創出事業
「ミライニDE学んでつながる人と人」をテーマに、セミナー・ワークショップを開催し、まちづくりを支える人材の育成を図ります。あわせて、世界につながる港町酒田のグローバルな人材を育成するためのサロンを開催するとともにネットワーク化を図ります。
- ③ 図書館&観光案内所事業
「ミライニDEわくわく体験&のんびり Stay」をテーマに、2つの施設機能を融合した交流滞在型の施設イメージを定着させる事業を行い、来館者の拡大を図ります。

④ 通年の業務的事業

「市民と歩むミライニ」をテーマに、通常業務的事業の継続と改善を行っていきます。市民の参加・参画を高め、市民とともに成長していく新しい施設運営を図ります。

⑤ 自主事業

「未来にチャレンジするミライニ」をテーマに、ミライニの機能を活かしたチャレンジ的な事業を行います。

(3) 事業内容 別紙「令和5年度ミライニ事業内容(案)」のとおり

(4) 管理運営に要する経費の総額及び内訳

p. 11 「5 令和5年度収支予算書」のとおり

(5) 管理運営上の目標

令和5年度の年間来館者を40万人と設定し、その目標を達成する過程で再開発エリア内の民間施設、駅前地区の商店街及び地域との連携にも力を入れていきます。

特に中央図書館では、これまで施設に足を運ぶことの少なかった高校生や大学生、子育て中の若い世代、20代・30代のビジネスパーソンの利用を高めていきます。

駅前の立地と観光案内所を併設する施設の魅力を存分に活かし、施設整備の基本方針である学び成長する場、交流の場、情報発信の場、子育ての場、基本理念である～ヒト・モノ・コトが行き交い、多様なコミュニケーションが創出され、知(地)的好奇心がインスパイアされるみんなの居場所～を実現します。

(3) 令和5年度ミライニ事業内容

NO	中事業名	小事業	開催形態	予定時期/内容	分類
1	大事業名: にぎわい創出検証事業 テーマ: 未来に(Miraini)架ける(×)Three Action				
(1)	MIRAINI×Art	①駅前アートイベント(ミライニアート/SAKATART)	1期間	9月～10月の数週間	継続
		②音楽・ダンスイベント(ミライニステージ)	年数回	公募のルール策定	修正・継続
(2)	MIRAINI×Local Promotion	①施設を活用したマルシェ(ミライニマルシェ)	年6回程度	団体・事業者との連携推進事業	継続
		②首都圏図書館と連携した地域情報発信イベント	年1回	酒田の北前船文化とローカルブランドの発信	継続
(3)	MIRAINI×Sport & Health	①スポーツイベント(ミライニスポーツ)	通年	スポーツ体験会の定例的開催	継続
		②アウトドアイベント(ミライニDEそとあそび)	年数回	スポーツ団体、民間事業者と連携した広場活用事業	新規
		③健康増進イベント(ミライニヘルス)	年6回程度	健康・福祉団体と連携した事業、キャンペーン等事業	継続
2	大事業名: 協働創出事業 テーマ: 人と人をつなぐミライニ				
(1)	MIRAINI アカデミー	①まちづくり本気のワークショップ	年3回	4月～9月	継続
		②酒田の若者交流セミナー	年1回	1月～3月、サンロク創業支援事業との連携	継続
(2)	MIRAINI サポーター講座	①お話し会・ブックスタートサポーター養成	年10回程度	毎月定期開催	継続
		②ミライニサポーター支援事業	年4回程度	養成セミナー開催。サポーター自主事業の支援	継続
3	大事業名: 学びの楽しみ創出事業 テーマ: わくわく体験ミライニ				
(1)	MIRAINI workshop	①子ども・親子対象ワークショップ	年6回程度	4月から3月	継続
		②高校生～成人対象ワークショップ	年数回	4月から3月 幅広い内容	継続
		③英語で遊ぼう	年数回	幼児～小学生対象 JPREP委託事業	継続
(2)	MIRAINI 酒田発信	①ミライニフォトコンテスト	1期間	ミライニ内、周辺の撮影コンテスト	新規
4	大事業名: 図書館&観光案内所事業 テーマ: みんなが育つミライニ				
(1)	市立図書館事業 (本の森ミライニ)	①おはなし会	月4回	ミライニ: 第2、4土曜日開催(第4は10月から) ボランティア(ミライニ): 第1、3土曜日開催	修正・継続
		②赤ちゃんの読み聞かせ教室(ミライニベビーハグ)	月1回	乳児とその保護者対象	継続
		③ブックスタート	月2回	毎月開催 健康課、保育こども園課との連携	継続
		④読み聞かせ講話(出張講話)	通年	分館での開催。絵本カート、移動紙芝居者の活用	修正・継続
		⑤預かり保育・こどもの広場	通年	毎週月曜日開催 生後3か月～2歳未満の乳幼児をもつ保護者対象	継続
		⑥絵本作家講演会	年1回	開催時期は調整	継続
		⑦手作り絵本講座	年1回	7月、8月頃開催	継続
		⑧学校図書専門員研修会	年1回	6月開催	継続
		⑨ミライニ読み聞かせ講座	年2回	9月開催	継続
		⑩コミセン巡回文庫	年1回	開催時期は調整	継続
		⑪家族と一緒に読書講座	年2回	開催時期は調整	継続
		⑫古本市(リサイクル本の活用)	年1回	11月開催	継続
		⑬その他	通年	当てはまらない図書館イベント	新規
(2)	観光案内所事業	①観光案内所FUNFAN CLAB	通年	高校生の観光ボランティア活動への支援	継続
		②まち歩き体験	年数回	高校生による酒田発信	継続
5	大事業名: オリジナル事業 テーマ: チャレンジプレイスミライニ				
(1)	オリジナル事業	①映画上映会(ミライニシアター)	年数回	TRC「みんなんでシネマ」の活用、企業協賛による上映会開催	新規
		②団体・企業支援型イベント(チャレンジinミライニ)	随時	チャレンジショップ、イベントの開催支援	新規

5. 令和5年度収支予算書

区分	項目	金額(円)	積算内訳	備考	
収入	利用料金 (設置管理条例上の使用料分)				
	事業収入				
	雑収入	預金利息			
		その他	830,000	複写機手数料収入、カード再発行手数料、自動販売機手数料等	
	指定管理料	240,192,000			
	合計	241,022,000		A	
支出	人件費	人件費	122,000,000	人件費、福利厚生費、通勤交通費	
		人件費に係る本社経費	32,000,000		
		小計	154,000,000		B
	物件費	作業員賃金			
		報償費	1,212,000	ボランティア団体支援経費、子ども読書推進事業講師謝金、その他講師謝金等	
		旅費	280,000	職員旅費	
		交際費			
		食糧費	120,000	講師食事代等	
		修繕費	300,000	施設等小修繕	
		燃料費	170,000	自動車ガソリン代等	
		光熱水費			
		賄材料費			
		消耗品費	8,229,000	事務用消耗品、図書館用消耗品、事業用消耗品 駐車場用消耗品、MARC代、ICタグ代等	
		印刷製本費	240,000	パンフレット、ポスター、チラシ等	
		保険料	166,000	施設賠償保険、ボランティア保険等	
		通信運搬費	1,410,000	郵券料、電話・FAX、インターネット費用等	
		広告料	100,000		
		手数料	20,000	振込手数料等	
		委託料	17,104,000	観光情報センター、松山分館、建築物保守、B棟昇降機保守、日常清掃、広場他緑地管理等	
		使用料・賃借料	2,621,000	業務用PC、業務用携帯電話、複写機等	
	予備費				
	負担金等	50,000	講習会負担金等		
	公租公課費	15,400,000	預かり消費税一支払い消費税 人件費相当額		
	その他 図書購入費	25,600,000	図書、視聴覚資料、雑誌、新聞等		
	その他 提案事業経費	2,000,000	図書館及び広場活用事業		
	その他 管理費	12,000,000	物件費等に係る本社経費		
		小計	87,022,000		C
	合計	241,022,000		D(B+C)	
	収支	0		E(A-D)	

6. 所蔵資料

(1) 所蔵状況

令和5年3月31日現在（単位：冊/点）

	中央図書館	ひらた図書館センター	八幡分館	松山分館	令和4年度全館	備考
図書	250,858	60,371	21,624	4,533	337,386	紙芝居、絵本、点字資料含む
雑誌・新聞	11,100	1,300	176	0	12,576	
視聴覚資料	1,436	389	3	0	1,828	
計	263,394	62,060	21,803	4,533	351,790	

(2) 各館蔵書内訳

令和5年3月31日現在（単位：冊/点）

		中央図書館	ひらた図書館センター	八幡分館	松山分館	令和4年度全館	令和3年度全館	増減
一般図書	0 総記	12,125	1,126	385	147	13,783	13,661	122
	1 哲学	7,670	1,727	444	64	9,905	9,339	566
	2 歴史	18,602	3,077	1,076	143	22,898	21,922	976
	3 社会科学	31,240	4,636	971	119	36,966	36,614	352
	4 自然科学	14,341	3,440	937	95	18,813	17,893	920
	5 技術	17,465	6,104	1,596	272	25,437	24,431	1,006
	6 産業	8,637	1,520	517	76	10,750	10,339	411
	7 芸術	21,742	4,093	902	93	26,830	25,848	982
	8 言語	7,239	707	209	19	8,174	6,474	1,700
	9 文学	60,864	13,617	5,551	1,657	81,689	78,829	2,860
小計		199,925	40,047	12,588	2,685	255,245	245,350	9,895
児童図書	0 総記	621	271	113	8	1,013	962	51
	1 哲学	608	249	123	1	981	938	43
	2 歴史	1,881	673	392	14	2,960	2,831	129
	3 社会科学	2,336	721	405	41	3,503	3,259	244
	4 自然科学	5,155	1,508	753	44	7,460	7,153	307
	5 技術	1,770	593	361	79	2,803	2,660	143
	6 産業	988	398	208	36	1,630	1,564	66
	7 芸術	2,404	902	410	13	3,729	3,582	147
	8 言語	765	298	179	5	1,247	1,220	27
	9 文学	14,767	5,845	2,830	505	23,947	23,424	523
小計		31,295	11,458	5,774	746	49,273	47,593	1,680
紙芝居		1,268	576	188	0	2,032	2,007	25
絵本		18,333	8,290	3,074	1,102	30,799	29,645	1,154
雑誌		7,390	1,300	176	0	8,866	8,184	682
新聞		3,710	0	0	0	3,710	3,654	56
視聴覚資料		1,436	389	3	0	1,828	1,799	29
点字資料		37	0	0	0	37	32	5
合計		263,394	62,060	21,803	4,533	351,790	338,264	13,526

(3) 雑 誌

◆：雑誌スポンサー提供雑誌 ○：複数館で所蔵しているもの
令和5年4月1日現在

【中央図書館】				計 120 誌
○ an-an	MJ無線と実験	キネマ旬報	◆ 関東・東北じゃらん	中央公論
Baby-mo	◆ MOE	クーヨン	群像	○◆ 釣り東北
BEGIN	NATIONAL GEOGRAPHIC	○◆ クロワッサン	芸術新潮	鉄道ジャーナル
BE-PAL	○◆ Newton	サッカーダイジェスト	月刊バレーボール	◆ 天然生活
CAPA	◆ NHKきょうの健康	◆ サライ	◆ 月刊山形ZERO★23	日経PC21
Casa BRUTUS	○ NHKきょうの料理	◆ サンデー毎日	山と渓谷	◆ 日経ウーマン
CafeRes	NHKきょうの料理ピギナズ	ジュリスト	趣味の園芸やさいの時間	◆ 日経トレンディ
CG	○◆ NHKすてきにハンドメイド	ソトコト	週刊エコノミスト	日経ビジネス
CREA	NHK囲碁講座	○ ダ・ヴィンチ	週刊ダイヤモンド	○ 日経ヘルス
CREA TRAVELLER	○◆ NHK趣味の園芸	○◆ ディズニーファン	週刊金曜日	猫びより
○ dancyu	NHK将棋講座	ナチュリラ	○◆ 週刊新潮	農耕と園藝
DIME	Ozmagazine	ビジネスガイド	週刊朝日	俳句
Discover Japan	Pen	ブルータス	○◆ 週刊文春	美しいキモノ
ELLE	Rockin' on Japan	◆ プレジデント	住まいの設計	美術手帖
FUDGE	○◆ Sports Graphic Number	プレジデントウーマンpremier	小説すばる	◆ 婦人公論
GENIC	Sweet	ベースボールマガジン	小説現代	婦人之友
GINZA	SWITCH	ランドネ	小説新潮	文學界
GLOBAL VISION	TIME	ランナーズ	○◆ 庄内小僧	○ 文藝春秋
HugMug	veggy	リンネル	食楽	○◆ 暮らしの手帖
JR時刻表	Wan	レオン	新潮	◆ 旅の手帖
○ kodomoe	With	レコード芸術	世界	料理王国
◆ LDK -Living Dining Kitchen	アイムホーム	○◆ 栄養と料理	専門料理	歴史街道
○◆ LEE	アニメージュ	黄雞	相撲	歴史人
LIVES	アンドプレミアム	音楽の友	短歌研究	珈琲時間
LRG	○◆ オレンジページ	◆ 家庭画報	茶道雑誌	

【ひらた図書センター】				計 24 誌
AERA	MORE	○◆ クロワッサン	○ 栄養と料理	○ 釣り東北
○ an-an	○ Newton	○ NHKすてきにハンドメイド	現代農業	○ 日経ヘルス
○ dancyu	SCREEN	○ ダ・ヴィンチ	○ NHK趣味の園芸	○ 文藝春秋
○ LEE	○ SportsGraphic Number	○◆ ディズニーファン	○ 週刊文春	○ 暮らしの手帖
monoマガジン	○ オレンジページ	メンズノンノ	○◆ 庄内小僧	

【八幡分館】				計 7 誌
○ kodomoe	からだにいいこと	レタスクラブ	○ 週刊新潮	○◆ 庄内小僧
NHKガッテン!	○ NHKきょうの料理			

【松山分館】				計 1 誌
○ 庄内小僧				

(4) 新 聞

令和5年4月1日現在

【中央図書館】					計 14 紙
朝日新聞	産経新聞	読売新聞	毎日新聞	日本経済新聞	
河北新報	山形新聞	荘内日報	日経産業新聞	日本農業新聞	
日刊スポーツ	朝日ウィークリー	週刊読書人			

【ひらた図書センター】					計 5 紙
朝日新聞	山形新聞	荘内日報	日本経済新聞	日刊スポーツ	

【八幡分館】					計 1 誌
日刊スポーツ					

(5) その他 (中央図書館 提供データベース)

- 山形新聞記事データベース
山形新聞に掲載された、県内を中心とした記事情報の本文を検索できる。
(検索対象期間：1999年12月～)
- 官報情報検索サービス
昭和22年5月3日～直近までの官報の内容を検索・閲覧できる。
(検索対象期間：1947年5月3日～)
- 国立国会図書館による図書館向けデジタル化資料送信サービス
国立国会図書館所蔵資料のうち、インターネットで公開しておらず、絶版等の理由で入手困難な資料(約151万点)を検索・閲覧できる。

7. 利用状況

(1) 図書館利用状況

①入館者・貸出冊数

令和5年3月31日現在

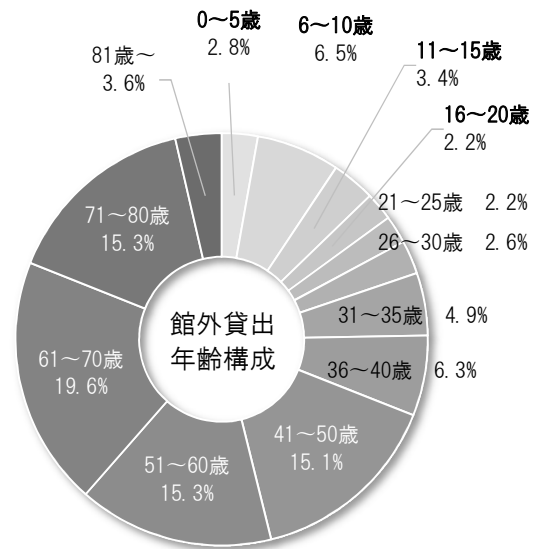
館名	開館日数	入館者数（人）		貸出人数（人）		貸出冊数（冊）		新規登録者数（人）
		総数	1日平均	総数	1日平均	総数	1日平均	
中央図書館	296	482,930	1,632	114,014	385	341,105	1,152	3,018
ひらた図書センター	344	48,599	141	19,764	57	66,207	192	161
八幡分館	346	18,051	52	7,000	20	20,812	60	54
松山分館	346			933	3	859	2	0
全館合計	-	549,580	-	141,711	-	428,983	-	3,233

②貸出利用者（個人）の年齢構成

令和5年3月31日現在

個人利用者	館外貸出者数		館外貸出冊数	
	人数（人）	構成比	冊数（冊）	構成比
0～5歳	4,020	2.8%	18,111	4.3%
6～10歳	9,299	6.5%	39,254	9.4%
11～15歳	4,848	3.4%	17,889	4.3%
16～20歳	3,130	2.2%	6,557	1.6%
21～25歳	3,109	2.2%	8,075	1.9%
26～30歳	3,751	2.6%	9,996	2.4%
31～35歳	6,983	4.9%	21,814	5.2%
36～40歳	8,960	6.3%	31,787	7.6%
41～50歳	21,518	15.1%	63,120	15.1%
51～60歳	21,802	15.3%	51,056	12.2%
61～70歳	27,832	19.6%	75,236	17.9%
71～80歳	21,801	15.3%	62,420	14.9%
81歳～	5,155	3.6%	13,839	3.3%
計	142,208	100.0%	419,154	100.0%

※個人利用者統計



③団体貸出の状況

令和5年3月31日現在

団体利用者（団体/貸出文庫/病院）	貸出件数	貸出冊数
		781

④相互貸借の状況

令和5年3月31日現在

相手先図書館		貸出冊数（冊）	借受冊数（冊）
公立図書館 （県内）	県立図書館	41	144
	ほか	342	345
公立図書館 （県外）	北日本 *	37	217
	ほか	6	4
東北公益文科大学図書館		0	29
合計		426	739

*相互貸借について協定を結んでいる、北日本図書館連盟加盟館とのもの。

⑤予約(リクエスト)の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申込書・利用者開放端末から	23,098	20,141	17,780	15,589	14,616
インターネットから	21,308	20,265	23,876	22,302	33,968
計(件)	44,406	40,406	41,656	37,891	48,584
インターネット予約割合	45.2%	48.0%	57.3%	58.9%	69.9%

(2)利用状況の推移

(中央図書館*、八幡分館、松山分館、ひらた図書センター)

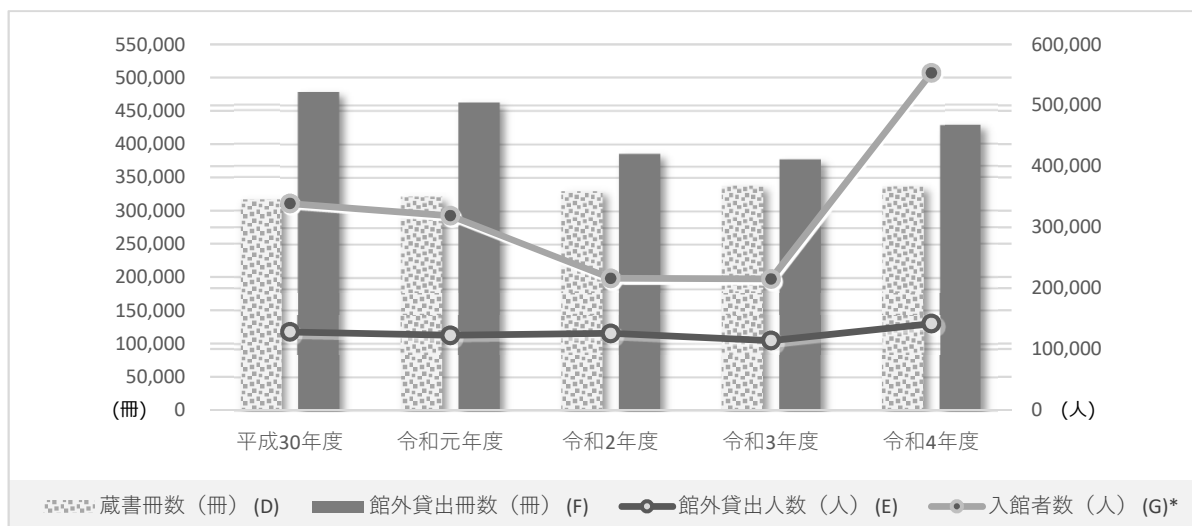
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口(人)	(A)	102,105	100,745	99,537	98,182	96,579
開館日数(日)	(B)*	341	323	297	303	296
有効登録者数(人)	(C)*	17,613	17,546	14,566	8,251	10,432
蔵書冊数(冊)	(D)	316,663	321,978	329,994	338,264	337,195
館外貸出人数(人)	(E)	128,184	122,575	125,752	113,856	141,711
館外貸出冊数(冊)	(F)	478,643	462,361	385,839	378,035	428,983
入館者数(人)	(G)*	338,647	318,873	216,027	214,997	553,390
1日当たりの入館回数(人)	(E/B)	376	380	423	376	479
1日当たりの館外貸出冊数(冊)	(F/B)	1,404	1,432	1,299	1,249	1,449
1人1回当たり館外貸出冊数(冊)	(F/E)	3.7	3.8	3.1	3.3	3.0
人口1人当たりの蔵書冊数(冊)	(D/A)	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5
人口1人当たりの館外貸出冊数(冊)	(F/A)	4.7	4.6	3.9	3.9	4.4
人口1人当たりの入館回数(人)	(G/A)	3.3	3.2	2.2	2.2	5.7
有効登録率	(C/A)	17.2	17.4	14.6	8.4	10.8
蔵書回転率	(F/D)	1.5	1.4	1.2	1.1	1.3

*令和4年度より児童図書室は中央図書館と併合。

* (B) 中央図書館の数値。ただし令和3年度は移転休館等により極端に少ないため全館の平均値を使用

* (C) ~令和2年度: 年度内に利用有効期間のある登録者の数
令和3年度~: その年度の利用回数が1回以上の人の数(全国公共図書館調査定義による)

* (G) 松山分館除く



8. 令和4年度 事業実施状況

(1) 図書購入事業

生涯学習の支援機関として、市民の多様な資料ニーズに応えるため図書資料や視聴覚資料の充実に努める。あわせて、レファレンス(調査・相談業務)機能の充実に図る。

① 図書購入実績

	中央 ・松山分館	八幡分館	ひらた 図書センター	計(冊)
一般図書(冊)	9,809	940	1,110	11,859
児童図書(冊)	2,136	244	352	2,732
計	11,945	1,184	1,462	14,591

② 雑誌スポンサー制度利用企業一覧

	スポンサー名	タイトル	発刊	定価	年間冊数	年間金額	新規
1	株式会社ト一屋	オレンジページ	隔週誌	499	24	11,976	
2		クロワッサン	隔週誌	680	24	16,320	
3		栄養と料理	月刊誌	880	12	10,560	
4	株式会社上州屋	釣り東北	月刊誌	968	12	11,616	
5	株式会社新和設備	旅の手帖	月刊誌	650	12	7,800	
6	北星印刷株式会社	暮らしの手帖	隔月誌	998	6	5,988	
7		NHKきょうの健康	月刊誌	590	12	7,080	
8	パイプ・ラインエンジニアリング株式会社	庄内小僧	月刊誌	396	12	4,752	
9	株式会社たんばや製菓	クロワッサン	隔週誌	680	24	16,320	
10	株式会社月見	婦人公論	月刊誌	600	24	14,400	
11		関東・東北じゃらん	隔月誌	490	6	2,940	
12		天然生活	月刊誌	820	12	9,840	
13	羽前建築株式会社	週刊文春	週刊誌	440	49	21,560	
14	東邦運輸株式会社	サンデー毎日	週刊誌	430	49	21,070	
15	前田製管株式会社	プレジデント	隔週誌	780	24	18,720	
16	株式会社飯塚製作所	NHK趣味の園芸	月刊誌	640	12	7,680	
17	株式会社須藤製作所	Sports Graphic Number	隔週誌	640	24	15,360	
18	株式会社バーンフュージョン	家庭画報	月刊誌	1,400	12	16,800	
19		サライ	月刊誌	980	12	11,760	
20		週刊新潮	週刊誌	440	49	21,560	
21		MOE	月刊誌	910	12	10,920	
22		LEE	月刊誌	760	12	9,120	
23		ディズニーファン	月刊誌	840	12	10,080	
24		ディズニーファン	月刊誌	840	12	10,080	
25		庄内小僧	月刊誌	396	12	4,752	
26	株式会社安田池田組	日経トレンディ	月刊誌	690	12	8,280	
27	株式会社渡部製作所	月刊山形ZERO★23	月刊誌	600	12	7,200	
28		庄内小僧	月刊誌	396	12	4,752	
29	有限会社酒田水道設備	LDK -Living Dining Kitchen	月刊誌	650	12	8,280	
30		NHK すてきにハンドメイド	月刊誌	660	12	7,920	
31		日経ウーマン	月刊誌	680	12	8,160	
32	株式会社畑山	Newton	月刊誌	1,190	12	14,280	

(2)子ども読書活動推進事業

令和3年3月に策定した「第3次酒田市子ども読書活動推進計画」に基づき、発達段階に応じた各種施策を、家庭や園、学校、地域の関係機関と連携しながら推進する。

①定例行事等

事業名	実施日	実施内容	参加人数
土曜おはなし会	毎月第1・第3土曜日	第1土曜日(あさの葉会)、第3土曜日(絵本の部屋)による読み聞かせ等	実施24回 761人
	10月29日,12月10日,2月19日,2月23日	酒田南高校によるオリジナル絵本おはなし会	134人
ブックスタート	3か月児健康診査時	赤ちゃんへの読み聞かせやふれあい遊びの体験後、絵本2冊等プレゼント(R2.3~コロナ対策のため絵本等プレゼントのみ実施)	実施24回 474人
		ブックスタート時配布の申し込みカードによる市立図書館利用登録者	配布474人中26人(5.5%)
読書手帳の配布	4月~随時	3か月児の乳児、年少から年長までの未就学児、小学校低学年に対し酒田市版読書手帳を配布	
ミライニベビーハグ	月1回(9月~)	ブックスタートのフォローアップ。1歳までの乳児と保護者対象。家庭での読み聞かせのコツを紹介。	実施6回 (※中止1回) 58人
託児サービス	毎週月曜日 2回 各2名	生後3ヶ月~2歳未満のお子様を45分間館内で預け、ゆっくり本を読んだり借りたりすることができるサービス。	実施45回 81人
ひらた図書センターよみきかせ会	12月10日	ひらた図書センタースタッフによる読み聞かせ等	実施1回 8人
八幡分館よみきかせ会	12月10日,3月11日	八幡分館スタッフによる読み聞かせ等	実施1回 7人

②各種研修・講座等

事業名	実施日	実施内容	参加人数
親子手作り絵本講座	7月17日,7月31日 連続講座	創作したお話と自分で描いた絵で絵本づくり(作成キット使用)、希望者はコンクールに出品(講師:加藤美穂子氏)	実施1回 32人
手づくり絵本体験 alfonatki (アルホナツキ)	11月6日	絵本作家に直接指導をしてもらい、世界に一つだけの手づくり絵本の制作(講師:あるほなつき氏)	実施1回 31人
家読講座	①3月18日 ②3月19日	子ども達の家庭での読書の習慣化と読書を通じた家族とのコミュニケーション生成のため(講師:ミライニスタッフ)	実施2回 12人
絵本作家講演会 丸山貴史先生特別講演 『わけあって絶滅を語る』	8月21日	児童向け人気読み物図鑑の著者による講演会	実施1回 76人

事業名	実施日	実施内容	参加人数
ブックスタートボランティア養成講座 NPOブックスタート講演会 in酒田サテライト会場	11月29日	ブックスタートボランティアに関心のある市民対象の養成講座(講師:NPOブックスタート)	実施1回 9人
ミライニ読み聞かせ講座	①3月11日 ②3月18日	読み聞かせに興味のある方向けの講座(講師:読書アドバイザー 本間俊美氏)	実施2回 26人
図書専門員研修会	2月27日	市内小中学校の図書専門員対象1講座②POP作成(講師:読書アドバイザー 本間俊美氏)	実施1回 23人

③幼保・学校連携

〈学校巡回文庫〉

国語教科書の单元ごとに紹介されている本を基本に、教科書の巻中・巻末等で紹介されている本の中から子どもたちが選んだ本を加えたセット(1セット30~60冊程度)を学校へ貸出・搬出・搬入する(対象学年:小学校6年生・中学校1年生)

実施校	実施日
酒田市立一條小学校	6月14日~7月13日
酒田市立西荒瀬小学校	6月27日~7月28日
酒田市立平田小学校	8月19日~9月20日

〈図書館見学〉

対象施設	実施月日	学校名等	引率(人)	児童,生徒(人)	計(人)
ミライニ	5月24日	酒田市立第一中学校1年生	6	107	113
	5月30日	酒田市立平田小学校6年生	2	20	22
	6月9日	酒田市立新堀小学校3年生	2	6	8
	6月10日	酒田市立第一中学校2年生	6	117	123
	6月10日	酒田市立一條小学校3年生	1	9	10
	6月16日	酒田市立琢成小学校2年生	2	34	36
	6月23日	酒田市立浜浜田小学校2年生	3	28	31
	7月6日	酒田市立第六中学校1年生	2	28	30
	7月6日	酒田市立第六中学校1年生	2	30	32
	7月21日	酒田市立第一中学校3年生	6	126	132
	9月2日	酒田市立松陵小学校2年生	2	25	27
	9月6日	酒田市立西荒瀬小学校2年生	2	19	21
	9月16日	酒田市立若浜小学校2年生	3	57	60
	9月21日	酒田市立十坂小学校2年生	2	33	35
	9月22日	酒田市立浜中小学校2年生	2	13	15
	9月26日	酒田市立八幡小学校2年生	2	16	18
	9月27日	酒田市立平田小学校2年生	2	18	20
	9月29日	酒田市立泉小学校1年生	4	50	54
	10月4日	酒田市立広野小学校2年生	2	12	14
	10月12日	酒田市立鳥海小学校2年生	2	21	23
10月17日	酒田市立新堀小学校6年生	3	14	17	
10月18日	酒田市立松原小学校2年生①	2	29	31	
10月18日	酒田市立松原小学校2年生②	1	28	29	
10月19日	酒田市立松原小学校2年生③	1	28	29	

対象施設	実施月日	学校名等	引率(人)	児童,生徒 (人)	計(人)
ミライニ	11月25日	酒田市立新堀小学校	2	8	10
	1月23日	酒田市立亀ヶ崎小学校2年生①	2	25	27
	1月24日	酒田市立亀ヶ崎小学校2年生②	2	25	27
	1月24日	酒田市立亀ヶ崎小学校2年生③	2	22	24
	2月7日	酒田市立浜田小学校3年生(ツアー無し、見学のみ)	2	36	38
八幡分館	7月1日	酒田市立八幡小学校2年生	1	4	5
	9月15日	酒田市立一條小学校2年生	2	11	13
ひらた図書センター	6月29日	酒田市立南平田小学校2年生	2	32	34
	計	33団体	77	1,031	1,108

〈職場体験学習〉

ミライニ

実施月日	学校名等	学年	生徒数 (人)	延べ人数 (人)
7月6日～7月7日	酒田市立第六中学校	2年	5	10
8月18日～8月19日	山形県立酒田光陵高校 普通科	2年	5	10
8月24日～8月26日	山形県立酒田光陵高校 ビジネス流通科	2年	5	15
9月29日～10月4日	酒田第一中学校	2年	5	20
計	1団体		20	55

ひらた図書センター

実施月日	学校名等	学年	生徒数 (人)	延べ人数 (人)
9月1日(平田図書センター)	酒田市立東部中学校	2年	3	3
計	1団体		3	3

〈情報提供〉

・MIRAINI365Books更新(Instagram)

火・木 絵本

土 ヤングアダルト

日 児童書

・MIRAINI365Books(紙通信)

火・木 絵本

土 ヤングアダルト

日 児童書

・市広報「新刊コーナー」毎月1日号

中高校生向け、絵本 各1冊

・家読(うちどく)おすすめ本リストの発行(年1回)

① 幼児向け

② 小学生1～3年生向け

③ 小学生4～6年生向け

④ 中学生向け

(3)その他図書館活動

①企画展示

〈中央図書館〉

No.	展示期間	展示内容(タイトル)
1	6月	花火展
2	6月	ミライニカラー
3	6月	雨の日の読書
4	6月	リサとガスパール&アン・グットマンとゲオルグ・ハレンスレーベン
5	6月	「鳥海山」と「アウトドア」
6	6月	私のお庭。
7	6月	昭和レトロ
8	7月	夏だ！ジブリだ！
9	7月	木工のぬくもり伝えたい
10	7月	ミライニでおべんとう
11	7月	石 きらめきガイド
12	7月	近場にあそびにいこう
13	8月	林建設工業株式会社寄贈書
14	8月	山形県建築士会酒田支部寄贈書
15	8月	山形の清流と滝
16	8月	図書館×healthcare 企画展示 足と靴
17	8月	酒田市美術館 平山郁夫展
18	8月	こわいはなしはすきですか
19	8月	元気になる料理
20	8月	映画の本棚
21	8月	すてきな大人になるために
22	8月	ミライニ号ただいま出港！
23	9月	日本遺産 北前船が繋ぐヒトとモノ
24	9月	図書館×ものづくり
25	9月	2つのまなざし 江成常夫と土門拳 -ヒロシマ・ナガサキ-
26	9月	駅前おとなの学校
27	9月	高校生の選ぶおすすめの本
28	9月	未来の技術
29	9月	意外と知らない文房具の世界
30	9月	夜って怖い？
31	9月	相撲を楽しむ
32	9月	図書館×healthcare 企画展示 腰の痛み
33	9月	特撮
34	9月	ジャケ借り
35	9月	忙しい方必見！試してほしい時短家事
36	9月	釣り
37	10月	散歩を楽しもう
38	10月	山形の秋の味覚
39	10月	世界でいちばん美しいのは…
40	10月	賞受賞！！ライトノベル特集
41	10月	魔女とハロウィンのおはなし
42	10月	ミライニ2022年宇宙の旅
43	10月	マニアックな世界のごはん

No.	展示期間	展示内容(タイトル)
44	10月	図書館×healthcare 企画展示 20221～色の見え方～
45	11月	昔よく読んだ本
46	11月	読み聞かせしてみませんか？
47	11月	郷土作家のコーナー
48	11月	楽しい着物
49	11月	こころを大切に
50	11月	世代を超えた絵本たち
51	11月	Let's try English
52	11月	漫画・アニメ・声優
53	11月	庄内のお寺と神社
54	11月	「布川ゆうじの仕事」展
55	12月	鉄道開業150周年 鉄道の旅・ブルートレイン
56	12月	メリークリスマス ミライニからみなさまへ
57	12月	図書館×healthcare 企画展示 心のセルフケア
58	12月	言葉の魅力
59	12月	酒田市内の高校生がお薦めする本
60	12月	おいしい郷土料理
61	12月	冬のおうち時間に！スイーツ特集
62	12月	山形県の絵本作家・山形県の作家
63	12月	図書館大賞
64	12月	酒田市美術館 お菓子の美術館
65	1月	ミライニ 本の森ナイトウォーク
66	1月	図書館×healthcare 企画展示～嚙下食～
67	1月	信仰—靈山への祈りと文化—
68	1月	ふしぎな生物
69	1月	興味の扉
70	1月	家族・子育て
71	1月	調味料と香辛料の世界
72	1月	冬の酒田
73	1月	ぬくぬく幸せ気分
74	1月	図書館×healthcare 企画展示～義肢装具～
75	1月	鉄道開業150周年 世界の鉄道・地下鉄・私鉄
76	2月～3月	たべもののほん
77	2月～3月	にやんにやんにやん
78	2月～3月	目からウロコ！脳科学の話
79	2月～3月	ひな街道
80	2月～3月	ハンドメイドの本
81	2月～3月	ようこそ図書館へ
82	2月～3月	鉄道開業150周年 鉄道模型・路線図・駅弁
83	2月～3月	短編集 短い時間で読める1冊
84	2月～3月	日本政策金融公庫酒田支店寄贈書

〈ひらた図書センター〉

No.	展示期間	展示内容(タイトル)
1	3月4日～5月9日	春み～つけた
2	5月10日～6月30日	アトム・ガンダムから未来へ～ロボットの本～

3	5月10日～6月30日	Let's アウトドア
4	5月10日～6月30日	夏のはじまり
5	7月1日～8月31日	2022年課題図書
6	7月1日～8月31日	工作・自由研究
7	8月16日～9月30日	宮沢賢治を読もう
8	8月16日～9月30日	作家たちのデビュー作
9	9月1日～10月30日	秋を楽しもう
10	10月1日～11月30日	妖怪を知ろう！！&ハロウィンモンスターズ
11	10月1日～11月30日	100分で読めるかどうかわかりませんが、名著
12	10月27日～11月30日	山形県図書館大賞2022～不思議な本～
13	11月30日～12月25日	クリスマスの本 2022
14	11月30日～12月25日	あったか冬支度
15	11月30日～12月25日	酒田南高校生と教員が作ったオリジナル絵本
16	12月26日～2月20日	編み物
17	12月26日～2月20日	冬をたのしもう
18	12月26日～2月20日	もっと知りたい 徳川家康
19	2月21日～3月31日	「コミックエッセイ」ってなに
20	2月21日～3月31日	FROLA 富太郎さんと日本の植物
21	2月21日～3月31日	はる、ハル、春

〈八幡分館〉

No.	展示期間	展示内容(タイトル)
1	5月23日～6月30日	SDGsってなに
2	7月1日～8月31日	2022年課題図書
3	9月1日～10月12日	こわい話の本・妖怪、おばけの本
4	10月13日～11月30日	秋の夜長に読む長編小説
5	12月1日～12月31日	からだによさげなレシピ本
6	1月4日～2月15日	山形県ゆかりの作家の本
7	2月16日～3月31日	直す・繕う・整える
8	通年	山岳写真家白旗史朗写真集

②コミセン巡回文庫の図書の入れ替え(11か所・年1回)

場所	冊数(冊)
宮野浦コミュニティセンター	328
十坂コミュニティセンター	120
黒森コミュニティセンター	140
浜中コミュニティセンター	290
広野コミュニティセンター	230
新堀コミュニティセンター	267
富士見コミュニティセンター	260
松原コミュニティセンター	180
北平田コミュニティセンター	240
本楯コミュニティセンター	280
八幡学童	220
合計	2,555

③見学・視察・体験等対応

〈図書館見学〉

対象施設	実施月日	団体名等	人数(人)
ミライニ	5月13日	株式会社梓設計 都市開発ソリューション部	6
	6月2日	さくら会	5
	6月15日	グローバルエッグ	7
	6月19日	砂越ふれあい学級	26
	6月20日	酒田市学校教育課	10
	7月14日	18ゼミナール	20
	7月25日	酒田市中平田コミュニティ振興会	10
	8月8日	酒田市まちづくり推進課	4
	8月25日	港南コミュニティセンター	9
	9月1日	いきいきサロン荒町	15
	9月7日	鶴岡市食生活改善推進協議会 羽黒地域	23
	10月8日	櫛引地域生涯学習振興会	14
	10月11日	鶴岡市食生活改善推進協議会 櫛引地域	9
	10月14日	秋桜の会	17
	10月18日	酒田芸術文化協会	40
	10月20日	大山防犯協会(鶴岡市)	15
	10月24日	松山消費者の会	20
	10月24日	酒田市老人クラブ連合会酒田支部	33
	10月26日	八幡身体障害者更生会	15
	10月28日	18ネットワーク自治防災部会	20
	10月30日	酒田市ねむの木会	18
	10月31日	鶴岡市京田コミュニティ防災センター	20
	11月10日	松山衛生組織連合会	14
	11月16日	山寺コミュニティ振興会	18
	11月20日	鶴岡市櫛引地域婦人会	17
	11月29日	松山総合支所	20
	12月11日	酒田市ボランティア連合協議会	15
	12月12日	鶴岡市食生活改善鶴岡地域	13
3月2日	NECべにばな会	30	
	計	29団体	483

〈行政視察〉

主目的	実施月日	団体名等	人数(人)
ミライニ	6月16日	秋田県横手市教育委員会	10
駅前再開発	6月23日	石川県羽咋市都市づくり推進室	5
ミライニ	7月1日	さかた木づかい夢ネット	12
ミライニ	7月21日	東北芸術工科大学	1
ミライニ	8月25日	天童市教育委員会生涯学習課	5
ミライニ	9月13日	最上地区図書館協議会	9
駅前再開発	10月12日	静岡県三島市議会経済建設委員会	8
駅前再開発	10月13日	秋田県横手市議会総務文教常任委員会	13
駅前再開発	10月28日	福島県大熊町 ほか	7
駅前再開発	11月2日	鶴岡市民生児童委員協議会連合会	38
駅前再開発	11月17日	羽黒地区民生児童委員協議会	16

駅前再開発	11月18日	群馬県高崎市議会都市集客施設整備特別委員会	11
駅前再開発	12月2日	山形県村山総合支庁総務企画部西村山総務課連携支援室	22
ミライニ	12月16日	山形大学	1
ミライニ	12月23日	庄内地区図書館連絡協議会	12
合計			15回 170

〈職場研修〉

実施月日	学校名等	対象	人数(人)
7月28日～7月30日	山形県立鶴岡養護学校	教師	1

④預り保育サービス

生後3ヶ月～2歳未満の乳幼児を45分間、資格を持った保育者に館内で預け、その間保護者がゆっくり本を読んだり借りたりすることができるサービス。

	計
預り保育回数(回)	45
利用人数(人)	81
9:30コース(9:30～10:15)	46
0歳児	23
1歳児	23
10:45コース(10:45～11:30)	35
0歳児	21
1歳児	14

⑤日本海総合病院との連携

- ・館内の医療関連書棚側に国立がん研究センター発行の各種がんに関するパンフレットやがん相談支援センターのパンフレットを設置
- ・病院内図書室と連携し、入院患者への予約本の貸出を実施(令和2年12月より)

⑥情報提供

- ・MIRAINI365Books更新(Instagram)
月・水・金 一般
- ・MIRAINI365Books(紙通信)
月・水・金 一般
- ・市広報「新刊コーナー」毎月1日号
- ・市広報(八幡版)
- ・インターネット(図書館HP、ミライニHP)
- ・酒田市立図書館／光丘文庫デジタルアーカイブ

9. 【参考資料】令和4年度ミライニ各施設利用状況

・ 令和4年度 酒田駅前観光案内所利用状況

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
案内	件数	787	996	911	934	1,218	1,172	1,188	872	511	426	403	894	10,312
	人数	1,073	1,331	1,259	1,249	1,601	1,580	1,603	1,218	690	542	507	1,241	13,894
外国人 対応	件数	6	6	6	3	6	7	8	11	2	9	5	18	87
	人数	7	12	7	4	8	10	12	21	3	14	9	41	148
自転車 貸出	件数	340	310	295	286	252	383	406	242	13	0	0	227	2,754
	台数	447	467	404	363	328	507	561	325	21	0	0	325	3,748

* 12月6日～3月7日まで観光自転車貸出し休止

・ 令和4年度 施設利用状況（ミライニ）

(1) 酒田駅前駐車場（4月30日～開始）

	台数(台)
出庫台数	132,285
1日平均	393

(2) 研修室（5月5日～開始）

[ミーティングルームチョウカイ・ミナト]

	件数(件)
チョウカイ	360
午前(9:00～13:00)	118
午後(13:00～17:00)	170
夜間(17:00～21:00)	72
ミナト	208
午前(9:00～13:00)	68
午後(13:00～17:00)	98
夜間(17:00～21:00)	42
合計	568

(3) ミライニ広場(8月1日～開始)

	件数(件)
全面[ステージ含む]	28
午前(9:00～13:00)	9
午後(13:00～17:00)	12
夜間(17:00～21:00)	7
ステージ	4
午前(9:00～13:00)	3
午後(13:00～17:00)	1
夜間(17:00～21:00)	0
2区画	7
午前(9:00～13:00)	4
午後(13:00～17:00)	2
夜間(17:00～21:00)	1
3区画	4
午前(9:00～13:00)	2
午後(13:00～17:00)	2
夜間(17:00～21:00)	0
合計	43

○酒田市立図書館設置管理条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 197 号)

改正 平成 21 年 9 月 18 日条例第 44 号 平成 24 年 3 月 19 日条例第 9 号
平成 28 年 12 月 15 日条例第 36 号 平成 31 年 3 月 19 日条例第 7 号
令和 2 年 2 月 28 日条例第 2 号 令和 2 年 6 月 19 日条例第 35 号
令和 3 年 3 月 18 日条例第 8 号 令和 4 年 12 月 12 日条例第 29 号
令和 5 年 2 月 27 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、酒田市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 酒田市立中央図書館
- (2) 位置 酒田市幸町一丁目 10 番 1 号

2 酒田市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に次のとおり分館を置く。

名称	位置
八幡分館	酒田市観音寺字寺ノ下 41 番地
松山分館	酒田市字山田 20 番地の 1
ひらた図書センター	酒田市飛鳥字契約場 35 番地

(指定管理者による管理)

第 3 条 図書館(分館を含むものとする。以下同じ。)の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供する業務
- (2) 図書館の設置目的に資するための事業に関する業務
- (3) 第 13 条に規定する使用の制限、第 14 条に規定する使用の許可、第 15 条第 1 項に規定する使用許可の取消し及び第 17 条第 2 項に規定する原状回復義務の特例承認に関する業務
- (4) 図書館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 図書館の安全及び防犯の確保に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理及び運営に関して教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第 5 条 指定管理者が図書館の管理を行う期間は、議会の議決を経て定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書面

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、使用対象者の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、図書館に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間	備考
中央図書館	午前9時から 午後9時まで	ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)は、午後7時までとする。
八幡分館	午前9時30分から 午後6時30分まで	ただし、日曜日及び祝日は、午後5時までとする。
松山分館	午前9時30分から 午後5時まで	
ひらた図書 センター	午前9時30分から 午後6時30分まで	ただし、日曜日及び祝日は、午後5時までとする。

- 2 ひらた図書センターの学習室の開館時間については、前項の規定にかかわらず、午前8時30分から午後9時30分までとする。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

名称	図書整理期間	年末年始	定期休館日
中央図書館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	毎月第2水曜日及び第4水曜日とし、その日が祝日に当たるときは、教育委員会が別に定める日とする。
八幡分館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3日曜日
松山分館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3日曜日
ひらた図書センター	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3月曜日(ただし、その日が祝日に当たるときは、当該祝日以後の直近の祝日でない日とする。)

- 2 中央図書館において、教育委員会の定めるところにより前項の休館日においても、中央図書館の一部を開館することができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(使用の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料及び施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 図書館内の風紀秩序を乱し、又は騒がしい行為をした者
- (2) 危険物、動物その他これに類するものを携帯している者
- (3) 感染症疾患があると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、図書館の管理運営上支障があると認められる者

(使用の許可)

第14条 中央図書館の研修室(以下「研修室」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設若しくはその展示物等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、中央図書館の管理運営上支障があると認められるとき。
- 3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、研修室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。

- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
 - (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
 - (5) 公益上必要があると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、中央図書館の管理運営上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、研修室の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった図書館の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は第15条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第18条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第19条 市長は、特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第20条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により図書館の施設若しくは設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者又はその管理する図書館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以降最初に委嘱又は任命された委員の任期は第5条第3項の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則(平成21年9月18日条例第44号)

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の酒田市図書館設置条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく酒田市図書館協議会の委員は、この条例による改正後の酒田市図書館設置条例の規定による酒田市図書館協議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による委員の残任期間とする。

附 則(平成28年12月15日条例第36号)

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日条例第7号)抄

(施行期日)

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条の規定 規則で定める日

(第2条の規定による改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の前日において、当分の間、中央図書館については、別に教育委員会が定めるところにより、一部の施設を供用することができる。

- 2 第2条の規定の施行の前日において、同条の規定による改正前の酒田市立図書館設置条例第5条の規定により委嘱又は任命された図書館協議会の委員である者の任期は、その日に満了する。

(第2条の規定の施行前の準備)

第4条 第2条の規定による改正後の酒田市立図書館設置管理条例第6条の規定による指定の申請、第7条の規定による指定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行の前日においても行うことができる。

附 則(令和2年2月28日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月19日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月12日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月27日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条及び第2条の規定による改正前の酒田市立図書館設置管理条例(酒田市立光丘文庫に関するものに限る。)及び酒田市立資料館設置管理条例(以下「改正前の図書館設置管理条例等」という。)の規定により酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。改正前の図書館設置管理条例等に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づきその権限が酒田市教育委員会教育長に委任されている場合にあつては、酒田市教育委員会教育長。以下同じ。)がした処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に改正前の図書館設置管理条例等の規定により教育委員会に対してなされている申請、届出その他の行為は、第1条及び第2条の規定による改正後のそれらの条例の相当規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

別表(第18条関係)

区分	使用料					
	日曜日及び祝日			月曜日から土曜日まで(祝日を除く。)		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
研修室	1回につき 760円	1回につき 760円	1回につき 380円	1回につき 760円	1回につき 760円	1回につき 760円

備考

- 1 使用料は、1室についての額とする。
- 2 入場料(入場料とみなされるものを含む。)を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

改正 平成 21 年 3 月 30 日教育委員会規則第 12 号 平成 21 年 11 月 2 日教育委員会規則第 15 号
平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号 平成 28 年 3 月 31 日教育委員会規則第 14 号
平成 29 年 1 月 31 日教育委員会規則第 2 号 平成 30 年 2 月 19 日教育委員会規則第 1 号
平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号 平成 31 年 2 月 4 日教育委員会規則第 1 号
平成 31 年 3 月 22 日教育委員会規則第 6 号 令和 2 年 3 月 26 日教育委員会規則第 16 号
令和 3 年 3 月 19 日教育委員会規則第 17 号 令和 4 年 1 月 26 日教育委員会規則第 2 号
令和 4 年 6 月 30 日教育委員会規則第 8 号 令和 5 年 3 月 22 日教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、酒田市立図書館設置管理条例(平成 17 年条例第 197 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 酒田市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 3 条に定める事業を行う。

(指定管理者が行う業務)

第 3 条 条例第 3 条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合において、次条第 1 項中「館長その他必要な職員」とあるのは「法第 13 条第 2 項に規定する館長の業務を行う者その他必要な者」と、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 21 条第 2 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。この場合において、関係する様式について当該読替えを準用する。

(職員)

第 4 条 酒田市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に館長その他必要な職員を置く。

(職務)

第 5 条 館長は、中央図書館及び分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け業務に従事する。

(使用の制限)

第 6 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料及び施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 図書館内の風紀秩序を乱し、又は騒がしい行為をした者
- (2) 危険物、動物その他これに類するものを携帯している者
- (3) 感染症疾患があると認められる者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、この規則及び職員の指示に従わない者

(個人の館外利用)

第 7 条 個人が、中央図書館及び分館から館外貸出しを受けることのできる資料は、1 人 10 点以内とする。この場合において、視聴覚資料は 5 点を超えることができない。

2 館外貸出しの期間は、貸し出した日の翌日から 14 日間とする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出期間を短縮し、又は延長することができる。

4 館長は、貸出期間内に当該貸出期間の延長の申出のあったものに対し、他の利用を妨げない限りにおいて、貸出期間の延長を 1 回することができる。この場合において、延長の期間は、申出のあった日の翌日から 14 日間を限度とする。

(個人の利用登録)

第8条 個人の図書館利用カードは、酒田市立図書館利用者登録申込書(様式第1号)により登録した者に交付するものとする。この場合において、当該登録を受けようとする者は、身分証明書、運転免許証、保険証等本人を確認するものを提示しなければならない。

- 2 個人の図書館利用カードの有効期間は、登録の日から3年とする。
- 3 個人の図書館利用カードを紛失したとき又は利用者登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(団体の館外利用)

第9条 団体が中央図書館及び分館から館外貸出しを受けることのできる資料は、1団体120点以内とする。

- 2 前項の場合において、雑誌及び視聴覚資料は、貸出しの対象としないものとする。
- 3 館外利用のできる期間は、貸し出した日の翌日から30日間とする。

(団体の登録)

第10条 団体の図書館利用カードは、酒田市立図書館団体利用登録申込書(様式第2号)により登録した団体に交付するものとする。この場合において、当該登録しようとする団体は、責任者を定め申し出なければならない。

- 2 図書館に登録できる団体は、市内の学校、官公庁、任意団体、会社等で、館長が適当と認めたものとする。
- 3 団体の図書館利用カードの有効期間は、登録の日から3年とする。
- 4 団体の図書館利用カードを紛失したとき又は団体登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(資料の貸出しの予約等)

第11条 図書館利用カードの交付を受けた個人又は団体は、中央図書館及び分館の資料の貸出しの予約をし、又は未所蔵の資料の要望(以下「リクエスト」という。)をすることができる。この場合において、予約又はリクエストができる資料は、個人にあつては5点以内、団体にあつては1団体10点以内とする。

- 2 資料の予約又はリクエストをしようとするときは、図書予約・リクエスト申込書(様式第3号)により申し込まなければならない。
- 3 前項の規定による資料の予約又はリクエスト予約については、酒田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年条例第41号)第3条第1項の規定による図書館が運営する電子情報処理組織又は館内に設置された専用電子計算機による申込みをもってこれに代えることができる。

(館内貸出し)

第12条 図書館から館内貸出しを受けることのできる資料は、1人10点以内とする。

- 2 資料の館内貸出しを受けようとする者は、図書館資料館内閲覧申込書(様式第4号)により館長に申し込まなければならない。
- 3 前項の場合において、中央図書館及び分館の資料については、図書館資料館内閲覧申込書を図書館利用カードの提示に読み替えることができるものとする。

(資料の複写)

第13条 資料の複写は著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項に規定する範囲とし、資料の複写を希望する者は図書館資料複写申込書(様式第5号)により館長に申し込まなければならない。

- 2 資料の複写に要する費用は、1枚当たりモノクロ10円、カラー50円(ただし、日本産業規格A列3番以下のものとし、用紙の両面に複写され、又は出力されたものである場合は、片面を1枚として算定する。)とし、申込者が負担するものとする。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用を申込者に負担させないことができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体がその業務に必要とする資料の複写
- (2) 前号に定めるもののほか、館長が特に申込者に負担させないことが必要と認める複写
(館外貸出しの制限)

第14条 参考図書、指定された郷土資料その他館長が特に指定した資料は、館外貸出しを行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず館長が特に必要があると認めるときは、貸出しをすることができる。この場合において、貸出しを受けようとする者は、資料館外利用許可申請書(様式第6号)を館長に提出しなければならない。

(貸出しの停止)

第15条 館長は、貸出期間経過後、なお資料を返却しない返却遅延者又は資料の管理に不都合があると認められる者に対し、一定期間貸出しを停止することができる。

(損害の賠償)

第16条 利用中の資料を紛失し、又は著しく汚損し、若しくは破損した者は、図書紛失破損届(様式第7号)を館長に届け出て、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

2 市長は、資料の紛失又は破損が、やむを得ない事故による場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第17条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができるものとする。

2 図書館は、寄贈又は寄託を受けた資料を、所蔵する資料と同様の扱いをすることにより、一般の利用に供することができる。ただし、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と寄託者との間で当該寄託資料の取扱いについて別途取決めがある場合は、この限りでない。

3 図書館は、寄贈された資料が紛失し、又は汚損し、若しくは破損したことについてその責めを負わない。

(寄贈及び寄託の手続)

第18条 図書館に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、教育委員会に寄贈(寄託)申込書(様式第8号)に寄贈(寄託)資料目録を添付して提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な資料の寄贈についてはこれを省略することができる。

2 教育委員会は、資料の寄託を受けようとする場合は、寄託者と資料寄託契約を締結し、寄託資料預り証(様式第9号)を寄託者に交付するものとする。

(使用許可申請)

第19条 条例第14条の規定により、中央図書館の研修室(以下「研修室」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、研修室使用許可申請書(様式第10号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用の許可)

第20条 教育委員会は、研修室の使用を許可したときは、申請者に対し、研修室使用許可書(様式第11号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第21条 条例第19条の規定により、減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 本市が主催する事業で使用する場合 全額
- (2) 本市から事業の委託を受けたものが使用する場合(当該事業のために使用する場合に限る。) 全額
- (3) 本市が事務局を担う実行委員会又は外郭団体が事業で使用する場合 全額

- (4) 市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学校又は専門
学校が行う保育又は教育課程(部活動等を除く。)で使用する場合 全額
 - (5) 市内の放課後児童健全育成事業を行うものが当該事業で使用する場合 全額
 - (6) 本市が共催する事業で使用する場合 5割の額
 - (7) 市内の社会教育団体等が使用する場合 5割の額
 - (8) 市内の公共的団体等が生涯学習又は地域振興を目的として使用する場合 5割の額
 - (9) 行政機関又は公共的団体が地域住民の福祉を向上させる目的で使用する場合 5割の額
- 2 前項(第1号を除く。)の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、事前に研修室使用料減
免申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第22条 第20条の規定により研修室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)又は図書館に入館
した者は、教育委員会の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (2) 建物その他の物件を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 承認を得ないで施設の変更及び備品の使用をしないこと。
- (4) 承認を得ないで酒類を飲用しないこと。
- (5) 特に承認を受けたもののほか、館構内での物品の販売又は金品の寄附募集等の行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(使用後の引渡し)

第23条 使用者は、研修室の使用を終えたときは、使用した設備等の整理、研修室内外の清掃を行い、消灯
及び戸締り等について十分に点検し、教育委員会に引き渡さなければならない。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の酒田市立図書館運営規則(昭和39年酒田市教育委員会規則第
10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月30日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月2日教育委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月31日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則(平成30年2月19日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月4日教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月22日教育委員会規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

(酒田市ひらた図書センター管理運営規則の廃止)

- 2 酒田市ひらた図書センター管理運営規則(平成17年教育委員会規則第35号)は、廃止する。

附 則(令和2年3月26日教育委員会規則第16号)

この規則中様式第1号及び様式第3号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日教育委員会規則第17号)

この規則は、令和3年3月19日から施行する。

附 則(令和4年1月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第18条の次に5条を加える改正規定(第22条及び第23条に係る部分に限る。)は、令和4年5月5日から施行する。

附 則(令和4年6月30日教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月22日教育委員会規則第6号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度
図書館の概要

令和5年（2023年）6月
発行 酒田市立図書館